

プライバシーマーク制度における 個人情報の取扱いに係る 重大な事故等についての対応手続き



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 28 年 4 月 14 日	プライバシーマーク運営要領「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」の改定に伴い、当規則を新設する。	平成 28 年 4 月 15 日

目次

1. 適用範囲	1
2. 定義	1
2.1 重大な事故	1
2.2 一般的な事故	1
3. 引用基準等	1
4. 手続	1
4.1 審査機関による重大な事故等の認識	1
4.2 付与機関による重大な事故等の認識	1
4.3 審査機関への通知	2
4.4 プライバシーマーク制度委員会、作業部会での審議	2
4.5 審議結果に基づく対応	2
4.5.1 付与事業者への通知、及び、弁明又は聴聞の機会の付与	2
4.5.2 審議結果の取扱い	2
4.6 付与事業者の弁明の機会又は聴聞の機会の選択及び選択の変更	2
4.7 付与事業者が弁明の機会を選択した場合の手続き	2
4.8 付与事業者が聴聞の機会を選択した場合の手続き	2
4.9 付与事業者への措置結果の通知等	3
4.10 付与事業者による異議の申出	3
5. 改正	3

1. 適用範囲

プライバシーマーク付与機関が、プライバシーマーク制度運営要領「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」の「4. 個人情報の取扱いに関する事故についての判断基準」に基づいて重大な事故に対する措置を決定するときは、この手続きの定めるところによる。

2. 定義

この手続きにおいて使用する用語は、この手続きで次に定めるものを除き、「プライバシーマーク制度基本綱領」、「プライバシーマーク制度委員会作業部会運営規則」、「プライバシーマーク付与に関する規約」、及び「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」において使用する用語の例による。

2.1 重大な事故

付与機関が下記のいずれかに該当すると判断した付与事業者における個人情報の取扱いに関する事故。

- a) 刑事事件になることが予想される等、付与事業者からの事故報告の提出までの期間が長期になると判断されるもの。
- b) 付与事業者が公表した個人情報の取扱いに関する事故の内容及び規模から、社会的影響が大きいと判断されるもの。

2.2 一般的な事故

重大な事故以外の付与事業者における個人情報の取扱いに関する事故。

3. 引用基準等

「プライバシーマーク付与に関する規約」及び「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」は、この手続きに引用される限りにおいて、本手続きの一部となる。

4. 手続

4.1 審査機関による重大な事故等の認識

審査機関は、付与事業者における個人情報の取扱いに関する事故等（以下「事故等」という。）が重大な事故に相当すると判断した場合、速やかに付与機関に報告しなければならない。

4.2 付与機関による重大な事故等の認識

付与機関は、付与事業者における事故等が重大な事故に相当すると判断した場合、その根拠とする資料（当該付与事業者の公表内容、報告書等）に基づき、「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」の「4.1 欠格性の判断及び措置の決定の手順」に従って欠格レベルを判断する。

4.3 審査機関への通知

付与機関は、当該事故に関する欠格レベルが8以上相当と判断した事案について、当該付与事業者を審査した審査機関に対して、付与機関で直接、当該事故の措置に関して審議する旨を通知する。ただし、審査機関から報告を受けた重大な事故等については、通知の手続きを省略することができる。

4.4 プライバシーマーク制度委員会、作業部会での審議

付与機関が欠格レベルが8以上になると判断した場合、プライバシーマーク制度委員会（以下、「制度委員会」という。）において、欠格レベル及び事故の措置について審議する。事故措置の審議につき、緊急性の有無の判断は付与機関で行うものとする。緊急性があると判断された場合、付与機関又はプライバシーマーク制度委員会作業部会（以下、「作業部会」という。）の座長は、別に定める規程に基づき、作業部会を招集し、作業部会において事故の措置について審議を行う。

4.5 審議結果に基づく対応

4.5.1 付与事業者への通知、及び、弁明又は聴聞の機会の付与

制度委員会もしくは作業部会での審査結果が欠格レベル8以上であった場合、付与機関は、付与事業者に対して、制度委員会もしくは作業部会での審議の結果を通知するとともに、制度委員会への弁明の機会、又は制度委員会での聴聞の機会を付与することを文書で通知する。

4.5.2 審議結果の取扱い

制度委員会もしくは作業部会での審議の結果、欠格レベルが8未満であった場合においても、審査機関には差し戻さない。

4.6 付与事業者の弁明の機会又は聴聞の機会の選択及び選択の変更

付与機関から措置、及び、弁明又は聴聞の機会の付与の通知を受けた付与事業者は、4.5.1の弁明又は聴聞のいずれかを選択することができる。当該付与事業者は選択結果を措置の通知文書の発行日から起算して、付与機関の7営業日以内に、付与機関に書面で通知しなければならない。なお、付与事業者はその選択を後日変更することはできない。

4.7 付与事業者が弁明の機会を選択した場合の手続き

弁明の機会を選択した付与事業者は、付与機関が指定する期日に開催される制度委員会開催日の3営業日前までに付与機関に弁明を記載した書面を提出しなければならない。

4.8 付与事業者が聴聞の機会を選択した場合の手続き

聴聞の機会を選択した付与事業者は、付与機関が指定する期日に開催される制度委員会に出席し、代表者もしくは代表者から委任を受けた者が陳述するとともに、制度委員会の委員からの質問に回答しなければならない。なお、聴聞の機会を選択した付与事業者は、付与機関が指定する制度委員会の開催日の5営業日前までに、付与機関に聴聞の陳述書等を提出することができる。

4.9 付与事業者への措置結果の通知等

付与機関は、制度委員会で審議された措置の結果について、速やかに付与事業者に通知する。

プライバシーマーク付与に関する規約の第14条第3項から第7項、及び第15条第3項から第4項の規定を準用する。

4.10 付与事業者による異議の申出

付与機関からの措置の通知に対して異議がある場合、付与事業者は別に定める規程に基づき、付与機関に対して異議を申し出ることができる。

5. 改正

この手続きの改正は、制度委員会の審議を経て付与機関が行う。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>